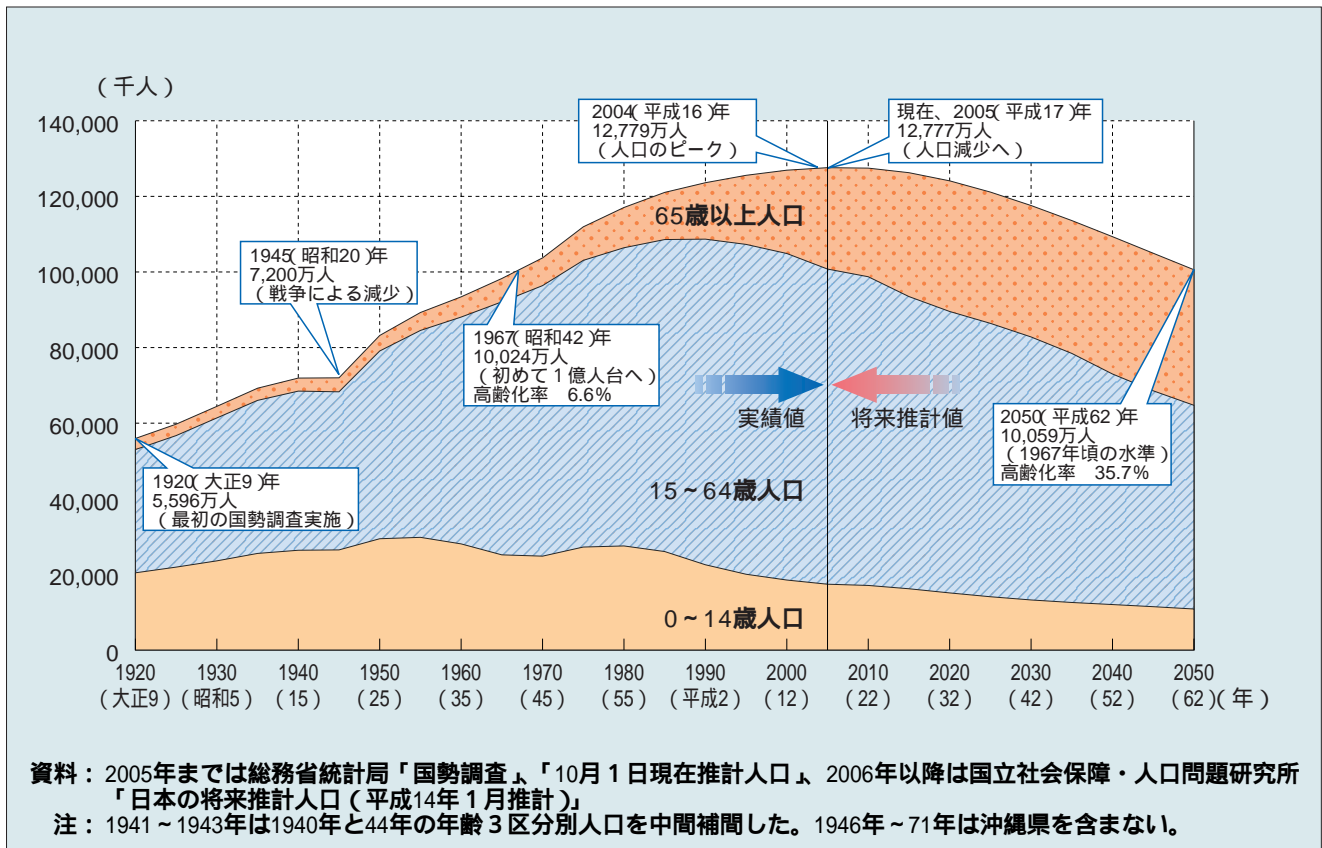


第1-1-18図 わが国の人口構造の推移



## 第2章 新しい少子化対策の決定

### 第1節 新しい少子化対策の検討

#### 1 これまでの少子化対策

わが国では、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、政府は「少子化」を問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

1994（平成6）年12月に「エンゼルプラン」を策定し、1999（平成11）年度を目標年次として保育サービスの充実が図られた。1999（平成11）年12月、エンゼルプランが見直され、保育サービス関係ばかりでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定され、2000（平成12）年から2004（平成16）年まで推進された。

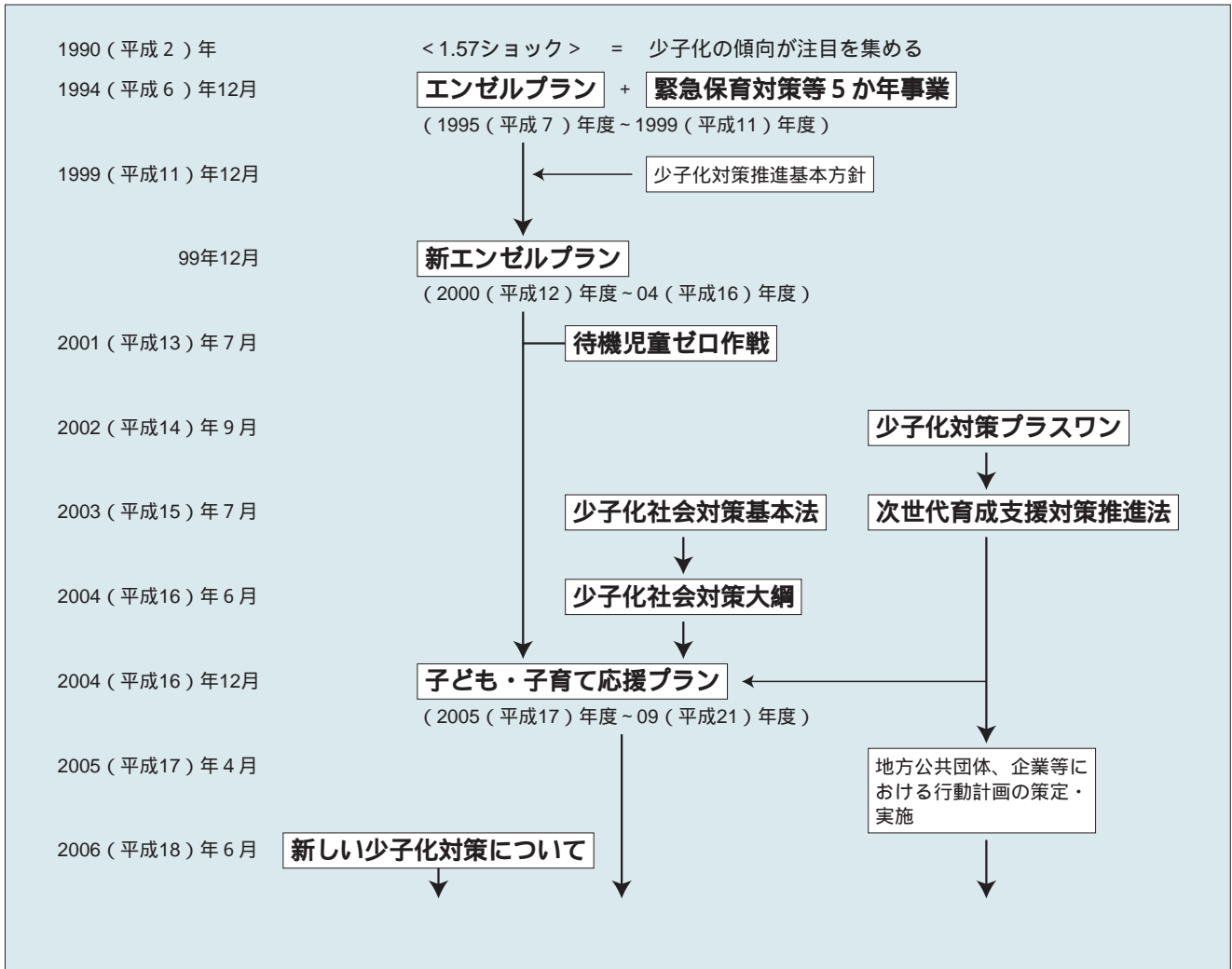
2003（平成15）7月、地方自治体や事業主が次世代育成支援のための行動計画を策定・実施すること等を定めた「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2005（平成17）年4月から施行されている。

2003（平成15）年7月、議員立法により「少子化社会対策基本法」が成立し、2004（平成16）年6月、少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、「少子化社会対策大綱」が策定された。大綱では、3つの視点と4つの重点課題のもとに、28の具体的な行動を掲げ、内閣をあげて取り組むこととしている。

2004（平成16）年12月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」が策定された。子ども・子育て応援プランは、少子化社会対策大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げている。

これまでのプラン（エンゼルプラン及び新エンゼルプラン）と比べて、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標値を設定している。目標値は、全国の市町村の行動計画とリンクしている。また、国民の目線も取り入れ、概ね10年後を展望した「目指すべき社会」の姿を提示している。

第1-2-1図 少子化対策の経緯



## 2 新しい少子化対策の決定

2005（平成17）年度から、子ども・子育て応援プランに基づき、幅広い観点から多岐にわたる少子化対策が総合的に推進されている。しかしながら、2005年度上半期において人口が31,034人の減少（速報値ベース）となり、半年間の人口動態において初めて出生数よりも死亡数が上回るなど、予想以上に少子化が進行していることが明らかになった。

こうした予想以上の少子化の進行に対応し、少子化社会対策の戦略的な推進を図るため、2005年10月、少子化社会対策会議の下に関係閣僚と有識者から構成される「少子化社会対策推進会議」が設置され、子ども・子育て応援プランの残された課題を中心に議論が行われ、2006（平成18）年5月、少子化社会対策推進専門委員会報告書「これからの少子化対策について」が取りまとめられた。

さらに2006年3月、「少子化対策に関する政府・与党協議会」が設置され、少子化社会対策推進専門委員会報告書や少子化担当大臣と地方自治体トップとのブロック会議における議論、与党各党における報告等を踏まえて議論が行われ、2006年6月、政府・与党協議会の合意を経て、「新しい少子化対策について」（以下、「新しい少子化対策」という。）が少子化社会対策会議において決定された。

## 第2節 新しい少子化対策の概要と今後の取組の方向

### 1 新しい少子化対策の視点

新しい少子化対策は、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、社会全体の意識改革と、子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げている。

特に、家族・地域の絆の再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進を強調していること、親が働いているいないにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという観点から子育て支援策の強化を打ち出していること、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変わっていくことに着目し、年齢進行ごとの4期に分けて子育て支援策を掲げていること等が特徴的な点である。

### 2 新しい少子化対策の概要

子育て支援策については、子どもの成長に応じて、「新生児・乳幼児期」、「未就学期」、「小学生期」、「中学生・高校生・大学生期」の4期に分けて、新たな施策を中心に20の施策を掲げている。

若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等「再チャレンジが可能な仕組みの構築」を推進するとともに、企業の子育て支援の推進や長時間労働の是正、働き方の見直しを含む官民一体子育て推進運動など、従来の働き方を改革する。

「家族の日」や「家族の週間」の制定等、家族・地域の絆を再生する国民運動、社会全体で子どもや生命を大切にする運動といった国民運動を展開し、長期的な視点に立って社会の意識改革を促す。

第1-2-6図 新しい少子化対策の概要

2006年6月20日、少子化対策に関する政府・与党協議会において合意  
同日、少子化社会対策会議（会長：総理、全閣僚で構成）で決定  
「骨太方針2006」に盛り込み、強力に推進

急速な少子化の進行と  
人口の減少

〔合計特殊出生率 1.25〕  
〔出生数 106万人〕

〔初の人口自然減 2万人〕

経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題

出生率の低下傾向を反転させる

社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識、若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため

少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図る

(1) 社会全体の意識改革

- ・子どもの誕生を祝福し、子どもを慈しみ、守り育てることは、社会の基本的な責任
- ・国、地方公共団体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組む

(2) 子どもと家族を大切にするという視点にたった施策の拡充

子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方公共団体、企業、地域等、社会全体で支援  
すべての子育て家庭を支援するため地域における子育て支援策を強化（特に在宅育児、放課後対策）

仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を確保できるよう男性を含めた働き方の改革

親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含めた総合的な対策の推進

就学期における子どもの安全対策、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援の拡充

新たな少子化対策の推進

(1) 子育て支援策

新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

- 出産育児一時金の支払い手続の改善
- 妊娠中の健診費用軽減
- 不妊治療の公的助成の拡大
- 妊娠初期の休暇などの徹底・充実
- 産科医等の確保等産科医療システムの充実
- 児童手当制度における乳幼児加算の創設
- 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築

未就学期（小学校入学前まで）

- 全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
- 待機児童ゼロ作戦の更なる推進
- 病児・病後児保育、障害児保育等の拡充
- 小児医療システムの充実
- 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
- 育児休業や短時間勤務の充実・普及
- 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
- 子どもの事故防止策の推進
- 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

- 全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
- スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

- 奨学金の充実等
- 学生ベビーシッター等の推奨

(2) 働き方の改革

- 若者の就労支援
- パートタイム労働者の均衡処遇の推進
- 女性の継続就労・再就職支援
- 企業の子育て支援の取組の推進
- 長時間労働の是正等の働き方の見直し
- 働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

(3) その他の重要な施策

- 子育てを支援する税制等を検討
- 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
- 地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進
- 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
- 母子家庭等の総合的な自立支援対策の推進
- 食育の推進
- 家族用住宅、三世帯同居・近居の支援
- 結婚相談等に関する認証制度の創設

国民運動の推進

(1) 家族・地域の絆を再生する国民運動

「家族の日」や「家族の週間」の制定  
 家族・地域の絆に関する国、地方公共団体による行事の開催  
 働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動

(2) 社会全体で子どもや生命を大切にする運動

マタニティマークの広報・普及  
 有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報提供  
 生命や家族の大切さについての理解の促進

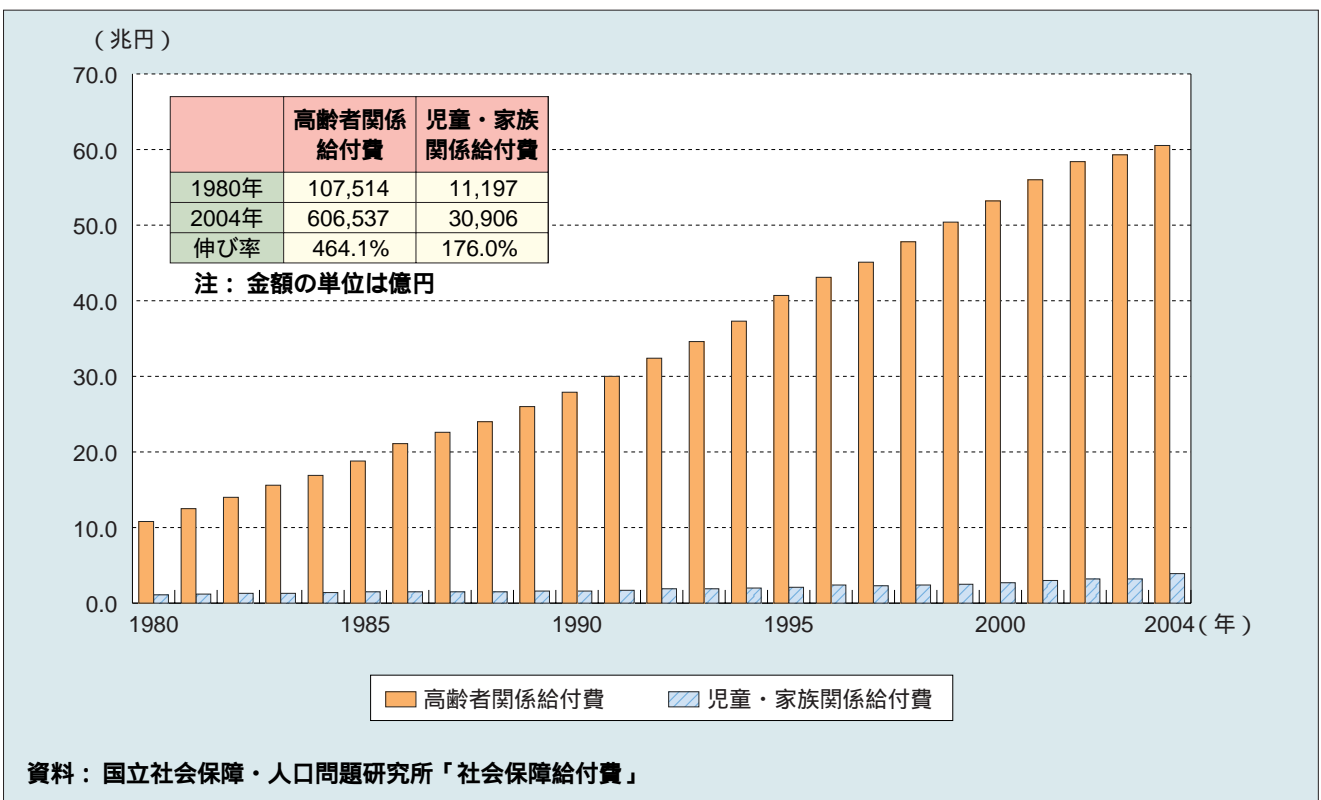
3 今後の取組の方向

2006（平成18）年度の「骨太方針」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」2006年7月7日閣議決定）では、「全力を挙げて少子化対策に取り組み、少子化に歯止めをかけなければならない」とし、「『新しい少子化対策について』に基づき、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ることが必要である」としている。

新しい少子化対策では、「出生率の低下傾向を反転させる」という目標を設定しているが、欧州諸国の最近の人口動向をみても、出生率の低下傾向の流れを変えることは決して不可能なことではない。そのためには、第2次ベビーブーム世代を中心に20代、30代の人口層が厚い時期にインパクトがある少子化対策を速やかに実施に移していく必要がある。さらに、少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題という一致した認識のもとに、国や地方自治体、企業、地域団体等、すべての組織・人々が少子化対策の一層の推進に向けて取り組んでいくことが肝要である。

わが国の社会保障給付費は、高齢者関係給付費に比べて児童・家族関係給付費が相対的に小さい。今後、厳しい財政事情の下で、財源の確保を図りつつ少子化対策を推進していきながら「子育てフレンドリーな社会」を構築していくことが課題となっている。

第1-2-7図 社会保障給付費における高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」